

「令和４年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」及び「倉敷市問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について

○概 要

- ・岡山県は、令和２年度から市町村別の状況を公表していない。
- ・倉敷市の数値は市立の計、岡山県・全国は国公立の計。
- ・（ ）内は、令和３年度の数値。

（１） 問題行動

・いじめ

	小学校			中学校		
	認知件数	1000人当たりの認知件数	いじめの解消率	認知件数	1000人当たりの認知件数	いじめの解消率
倉敷市	1,084 件 (1,242 件)	41.2 件 (46.7 件)	74.9% (69.1%)	486 件 (282 件)	37.9 件 (21.8 件)	72.8% (75.2%)
岡山県	4,151 件 (4,094 件)	— (公表なし)	— (71.4%)	1,839 件 (1,538 件)	— (公表なし)	— (69.0%)
全 国	551,944 件 (500,562 件)	89.1 件 (79.9 件)	77.3% (80.4%)	111,404 件 (97,937 件)	34.3 件 (30.0 件)	76.1% (79.1%)

【いじめの定義】

- ・「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【いじめの解消の定義】

- ①心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも３か月）継続していること。
 - ②被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。
- ※ 倉敷市では期間を３か月と限定せず、十分に経過を観察して慎重に解消の判断を行うこととしている。
- ※ 岡山県は、令和４年度から校種ごとの解消率を公表していない。

・暴力行為

	小学校		中学校	
	発生件数	1000 人当たりの発生件数	発生件数	1000 人当たりの発生件数
倉敷市	60 件 (60 件)	2.3 件 (2.3 件)	122 件 (96 件)	9.5 件 (7.4 件)
岡山県	498 件 (488 件)	5.1 件 (5.0 件)	432 件 (442 件)	8.5 件 (8.6 件)
全 国	61,455 件 (48,138 件)	9.9 件 (7.7 件)	29,699 件 (24,450 件)	9.2 件 (7.5 件)

【暴力行為の定義】

- ・「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」のこと。

（２）長期欠席・不登校

	小学校			中学校		
	長期欠席者数			長期欠席者数		
		うち、不登校者数	不登校出現率		うち、不登校者数	不登校出現率
倉敷市	885 人 (784 人)	333 人 (263 人)	1.27% (0.99%)	1,115 人 (1,044 人)	550 人 (437 人)	4.28% (3.38%)
岡山県	3,611 人 (3,012 人)	1,389 人 (1,146 人)	1.44% (1.17%)	4,529 人 (4,015 人)	2,279 人 (1,992 人)	4.48% (3.88%)
全 国	196,676 人 (180,875 人)	105,112 人 (81,498 人)	1.70% (1.30%)	263,972 人 (232,875 人)	193,936 人 (163,442 人)	5.98% (5.00%)

【長期欠席・不登校の定義】

- ・「長期欠席者数」とは、令和５年３月３１日現在の在学者のうち、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、令和４年度間に３０日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）児童生徒数のこと。
 なお、「児童・生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても登校しなかった日数として含める。
- ・「不登校者数」とは、長期欠席者のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者のうち、病気や経済的な理由による者を除いた児童生徒数のこと。